

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	加熱蒸気系コントロール建屋電気品室給気加熱器(A)入口側真空破壊弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	G	
2	1号機	サービス建屋冷凍機用フロンガス検知器において、警報鳴動(2台中1台)が認められたため、同警報機を確認したところトラブルランプの点灯が確認されたことから、当該検知器を点検。(冷凍機に異常はなく冷媒用フロンの漏れもない)	G	
3	2号機	換気空調系コントロール建屋2号中央制御室加湿器安全弁において、シートリーク(微量のにじみ)が認められたため、当該安全弁を目視確認したところ、継続使用問題なし。	G	
4	4号機	補機冷却海水ポンプ(A,C)出口ベント配管において、腐食が認められたため、当該配管を補修。	G	
5	4号機	取水口スクリーン洗浄水ポンプ(B,C)用電動機において、ケーブル端子箱フタに腐食が認められたため、当該箇所をコーキング処理し、次回定検で当該端子箱を交換。	G	
6	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)冷却管渦流探傷検査において、冷却管残肉率に管理値外れ(7本)が認められたため、当該冷却管を交換。	G	
7	4号機	労働基準監督署による定期検査の立入調査において、指摘事項(タービン建屋通路スロープでのビス外れ、グレーチング端開口部の墜落防止措置の徹底他全5件)が確認されたことから、当該指摘に対して是正処置を実施。	G	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機(B)定格容量確認検査において、同発電機起動後の同期確認操作時に確認計器不動作が認められたため、調査したところ、改造工事による安全処置(ケーブル端子の解線)箇所を誤ったことが原因と判明したため、対応検討。	G	